

読谷村立小学校整備に係る基本計画策定並びに民間活力導入可能性調査業務に伴う受託候補者選定審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 読谷村立小学校整備に係る基本計画策定並びに民間活力導入可能性調査業務を行う受託候補者を選定するため、業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審査委員会は、別に定める業者選定審査評価基準（以下「評価基準」という。）に従って審査し、当該業務にふさわしい受託候補者を選定するものとする。

(構成)

第3条 審査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副村長、教育次長、総務部長、ゆたさむら推進部長、建設整備部長
 - (2) 前号に定める者のほか、専門的知識又は経験を有する者で、特に村長が認める者
- (組織)

第4条 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副村長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育次長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、審査委員会を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、過半数の委員の出席をもって成立する。
- 3 会議は非公開とする。

(審査結果及び委託業者の決定)

第7条 審査委員会は、審査結果を村長へ報告し、村長が委託業者を決定するものとする。

(事務局)

第8条 審査委員会の事務局は、教育委員会教育総務課に置くものとする。

(守秘義務)

第9条 審査委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。